

保険料の軽減制度と保険料の納め方(令和4年度)

【保険料の軽減制度】

保険料の軽減制度については、以下の2つがあります。

1. 均等割額の軽減

同一世帯内の加入者(被保険者)とその世帯主(被保険者でない方も含む)の合計所得金額をもとに、均等割額が下表のとおり軽減されます。

均等割額軽減割合		同一世帯内の加入者とその世帯主の合計所得金額
7割軽減	12,120円/年	43万円+10万円×(給与所得者等※の数-1)以下の世帯
5割軽減	20,200円/年	43万円+28.5万円×世帯の被保険者数※ +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	32,320円/年	43万円+52万円×世帯の被保険者数※ +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

下線部の計算は、同一世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等※が2人以上いる場合に計算します。

※ 給与の収入額が55万円を超える方または公的年金の収入額が65歳以上で125万円(65歳未満で60万円)を超える方

○ 均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入－公的年金等控除額－特別控除15万円(65歳以上のみ)＝年金所得

<均等割の軽減を判定する際の注意事項>

軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日になります。

2. 被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入前日において被用者保険(国民健康保険・国民健康保険組合を除く健康保険)の被扶養者であった方は、下表のとおり均等割額が軽減され、所得割はかかりません。

	軽減内容
所得割額	かかりません
均等割額	資格取得月から2年間のみ5割軽減 (軽減後の年間保険料額20,200円)

○ 世帯の所得が、上の表の「均等割額の軽減対象判定基準」に該当する場合は、7割軽減となります。

○ 3年目以降の保険料については、均等割額は「均等割額の軽減対象判定基準」で判定し、所得割額はかかりません。

【保険料の納め方】

保険料の納め方は、受給している年金の金額によって、年金から納める「特別徴収」と納付書または口座振替などで納める「普通徴収」の2通りに分かります。

○ 年金天引きで納めていただく方(特別徴収)

「介護保険料を年金から納めていただいている方」でかつ「介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が、年金受給額の1/2を超えない方」が対象です。 ※

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
仮に算定された保険料(前年度2月分と同額)を納めていただきます。			所得確定後は、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めていただきます。		

- ※ ・ 保険料を特別徴収で納めている方は、申出により納付方法を口座振替に変更することができます。(申出の時期など、詳細は保険年金課へお問い合わせください。)
- ・ 年度の途中で加入された方は、特別徴収の要件に該当する場合であっても、一定期間納付書などで納めていただく場合があります。

○ 納付書または口座振替で納めていただく方(普通徴収)

特別徴収の要件に該当しない方や、申出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更した方が対象です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
賦課はありません			確定賦課								
(1期)	(2期)	(3期)	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納付はありません			所得確定後に、年間保険料額を9期に分けて納めていただきます。								